

野洲市キャッシュレス決済端末等導入業務に係る公募型プロポーザルに対する回答

No.	該当資料ページ	質問	回答
1	実施要領 4ページ (1) ②企画提案書 イ 指定納付受託者業務 仕様書 2ページ 4 指定納付業務について (3) ① 3ページ 7 守秘義務の遵守 (4)	決済事業者として参加を検討している為、キャッシュレス決済端末機納入業者とキャッシュレス決済業事業者（アクワイアラー）は別業者でもよろしいでしょうか。その場合連名（複数社）での入札申請は可能でしょうか。	仕様書でキャッシュレス決済事業者との契約を包括的に行う。と示していることから、複数社との契約は想定しておりません。
2	実施要領 4ページ (1) ②企画提案書 イ 指定納付受託者業務 仕様書2ページ 4 指定納付業務について (3) ①	当社は全ブランドの取扱ができない為、指定納付の方法…キャッシュレス決済事業者との契約を包括的に行うこと。→1業者で全ブランドの取り扱いを行う（1本での入金）を想定されているのでしょうか。全ブランドを網羅できれば複数社に分かれての契約は可能であるか。	指定納付受託者業務について、キャッシュレス決済のブランドは提案者が取扱い可能な範囲で提案してください。
3	仕様書 1ページ 3 調達機器 (1) (2)	本件のクレジット収納は税収納と証明書発行手数料と両方を想定しているのでしょうか。 （税務納税課は税収納、市民課は手数料など）	証明書発行手数料のみで、税・料の支払については対象外です。 具体的に、税務納税課については、税務関係証明書（所得証明書、課税・非課税証明書、評価証明書、公課証明書等） 市民課については、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍謄・抄本等）の証明書手数料が該当します。
4	仕様書 1ページ 3 調達機器 (1) ①	電子マネー、QRコード決済の種類は指定がないのでしょうか。	特に指定はありませんが、一般的に認知度・使用者の割合が高いと思われる、PapyPayやd払い、交通系IC決済は入っていると望ましいと考えますが、詳細は審査（プレゼンテーション）で提案いただき、評価させていただきます。